



平成27年5月25日

各位

会社名 岡藤ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 小崎 隆 司  
(JASDAQ・コード 8705)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役 杉本 卓 士  
電 話 03-5543-8705

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行すること、および、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の当社第10回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

定款の主な変更内容は次のとおりです。

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、規定の新設など所要の変更を行うものです。
- ②剰余金の配当等を取締役会で決定することができるよう第34条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するものです。
- ③改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため定款第29条（取締役の責任免除）の規定の一部を変更するものです。

なお、本規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ④改正会社法が施行されたことに伴い、会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に基づき、株主総会の決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (機 関) 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第6条 (省 略)</p> <p><u>第7条 (自己株式の取得)</u> 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第17条 (省 略)</p> <p>第18条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 (新 設)</p> <p>② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (員 数) 当社の取締役は、20名以内とする。 (新 設)</p> <p>第21条 (選 任) <u>取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>第22条 (任 期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p>第4条 (機 関) 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第6条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第7条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 (決議の方法) (現行どおり)</p> <p>② <u>会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員 数) 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち5名以内を監査等委員である取締役とする。</u></p> <p>第20条 (選 任) <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の選任は、株主総会において<u>区別して</u>これを行う。</u></p> <p>② <u>取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>第21条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>第24条 (招 集)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第27条 (省 略)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>③ 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (招 集)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (業務執行の委任)</p> <p><u>取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第30条 (監査等委員会)</p> <p><u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第31条 (招 集)</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 (員 数)</p> <p style="padding-left: 2em;">当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第31条 (選 任)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査役の選任は、株主総会においてこれを行う。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第32条 (補欠の監査役)</p> <p style="padding-left: 2em;">法令に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</p> <p>② 補欠の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ 補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第33条 (任 期)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期および補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第34条 (常勤監査役)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第35条 (招 集)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。</p> <p>② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>第36条 (監査役会規程)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>第37条 (報酬等)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査役の報酬等は、株主総会の決議により、これを定める。</p>	<p>第32条 (監査等委員会規程)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第38条（監査役の責任免除）</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第39条（省 略）</p> <p><u>第40条（剰余金の配当等）</u></p> <p>当社は株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p><u>第41条（中間配当）</u></p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第42条（期末配当金等の除斥期間）</u></p> <p>期末配当金および中間配当金が、その支払の開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第33条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第34条（剰余金の配当等の決定機関）</u></p> <p>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>第35条（剰余金の配当の基準日）</u></p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第36条（配当金の除斥期間）</u></p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払の開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）</u></p> <p>平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（予定）

以 上